

## 成田市議会基本条例（案）の骨子

「成田市議会基本条例」は、市民福祉の向上や市政の発展に寄与するため、二元代表制の一翼を担う議会の基本理念や議会と議員の責務、市民と議会の関係、議会と市長の関係など、議会運営に関する基本事項を定めるものです。

### 目的

成田市議会基本条例は、二元代表制のもと、合議制の機関である議会における役割を明らかにするとともに、議会運営における規範的事項を定めることによって、地方自治の本旨に基づいて市民の負託に的確に応え、市民の福祉向上と成田市市政の発展に寄与することを目的とします。

### 市民と議会との関係

#### (1) 説明責任と市民参加

市民への説明責任を果たすため、議会活動に関する情報を積極的に発信します。議会広報を充実させるとともに、各種情報技術を活用し、より多くの市民が議会や市政に関心を持つよう広報広聴活動に努めます。

委員会の運営に当たっては、公聴会や参考人制度を活用し、議会の討議に反映させるよう努めます。

#### (2) 議会報告会の開催

議会で行われた議案審議の結果等を報告するとともに、様々な意見を把握し市政の課題に柔軟に対処するため、市民との意見交換の場を設けます。

### 議会と市長との関係

#### (1) 一問一答方式

本会議における議員と市長等の質疑応答は、論点や争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができます。

#### (2) 反問権の付与

市長等は、議員の質問に対して反問することができるものとします。

#### (3) 重要な政策等の説明

市長が提案する重要な計画、政策等については、その経緯や内容、コスト等の説明を求めています。

### 議会の機能強化

#### (1) 議員間の自由討議

議会は言論の府であることを十分に認識して、議員相互間の自由討議を重視し

た運営に努めます。

委員会は、原則公開とし、市民に分かりやすい議論を行うように努めます。

(2) 議員研修の充実

議員の政策形成や立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めます。

(3) 専門的知見の活用

市政の課題に関する調査・検討のために必要があると認めるときは、専門的な知識や経験を有する者の活用を図ります。

## 議員の政治倫理

(1) 議員の政治倫理

議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行動を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めます。

(2) 見直しの手続き

議会は、議会基本条例の目的が達成されているか常に検証して、必要があると認めるときは、条例の改正を含めて適切な措置を講じます。